

報道関係者 各位

令和6年12月10日発表

【照会先】

福岡東労働基準監督署

副 署 長 吉村 裕二
第三方面主任監督官 秋元 康志

(代表電話)092 (661) 3770

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～ 車両系建設機械の接触防止措置を講じなかったもの～

福岡東労働基準監督署（署長 おがわ せいご 小河 征午）は、本日、株式会社坂本工業及び同社古賀リサイクルセンター管理部係長を、労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年4月6日、株式会社坂本工業古賀リサイクルセンター施設内において、車両系建設機械を使用して、破れかけた廃棄物の入った袋を、袋ごと新しい袋に入れる作業を行うに当たり、接触防止措置を講じず、労働者を同車両系建設機械の作業半径内に立ち入らせたもの。

1 被疑者

(1) 株式会社坂本工業

本社所在地 福岡市東区二又瀬新町
古賀リサイクルセンター 福岡県古賀市青柳
事業内容 産業廃棄物処理業

(2) 古賀リサイクルセンター管理部係長（42歳）

2 違反条文

被疑者株式会社坂本工業、被疑者古賀リサイクルセンター管理部係長ともに、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置）

労働安全衛生規則第158条第1項（接触の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年4月6日、古賀市にある古賀リサイクルセンターの施設内において、労働者が走行中の車両系建設機械に接触し、負傷するという労働災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、車両系建設機械と労働者が接触することによる災害発生を防ぐため、事業者が取るべき措置として、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所には、労働者の立ち入りを禁止するか、誘導者を配置し、その者に車両系建設機械を誘導させなければならないと規定されていますが、災害発生当時、これらの接触防止措置が講じられていなかったものです。

【関係条文】

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで（…略…）の規定に違反した者

(両罰規定)

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(接触の防止)

第五十八条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。